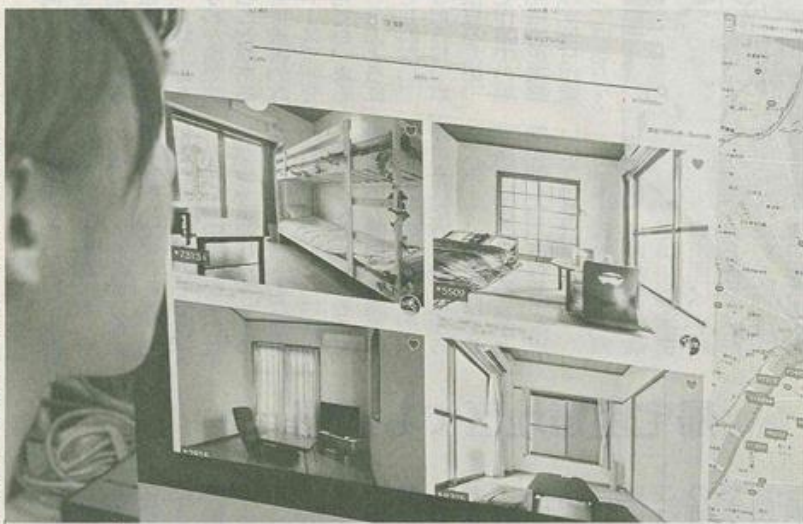


# 外国人歓迎広がる「民泊」

個人が自宅の空きスペースに外国人旅行者らを有料で泊める「民泊」が広がっている。仲介サイトの登録物件は急増中だが、自治体の営業許可を得ていないなど法律に抵触するケースも目立ち始めた。2020年東京五輪・パラリンピックに向けて訪日観光客らの増加が見込まれるなか、国や自治体などは実態の把握やルールの整備を迫られることになりそうだ。

## 自宅に有料で受け入れ



個人の空き部屋などを仲介するサイト「Airbnb」の一部画像処理しています

## 仲介サイト 利用者4倍に 自治体の許可得ぬ例も

者と、部屋を貸したい人をつなぐのが仲介サイトで、両者から手数料を得ている。

約190カ国の物件を登録する大手仲介サイト「Airbnb（エアビアンドビー）」は2013年から日本でサービスを始めた。現在の国内の登録物件は、首都圏や京都を中心に約8千件と前年同時期の3倍に増加。利用者数は非公表だが、同4倍に伸びたという。

民泊が急速に広がる一方で、法律に抵触するケースも出ている。

厚生労働省によると、自宅に「不特定多数の人を有償で繰り返し泊める」場合、旅館業法（1948年施行）に基づき、一定の広さの客室や消防設備などを整えて自治体の営業許可を取る必要がある。仲介サイトは利用者に法令順守を求めているが、大半が無許可のままに泊泊者を受け入れておりとみられる。

昨年5月には、東京都足立区の自宅などに無許可で外国人らを泊めたとして、警視庁が英国籍の男性を旅館業法違反の疑いで摘発した。足立区は計10回にわたって宿泊客を募るのをやめるよう指

導したか、を泊めているわなかったと、ただ、自治を判断するのいう。ある自民泊の実態で、指導につ

旅業者は、衛生など

生活衛生同業の清沢正人

「バスポート泊記録の保存を考えて定め

## 柔軟なルール作り必

日本政府観光局によると、2014年の外国人観光客は前年比29%増の1341万人と過去最多だった。政府は東京五輪の20年には2千万人に増やす目標を掲げる。

政府は14年、首都圏や関西圏の国家戦略特区で、外国人が7日以上滞在する場合に限り、旅館としての営業許可がなくても住居を宿泊施設として使えるよう規制を緩和した。

ただ、同じ場所に7日以上連泊する外国人は少なく、大半は緩和の対

象外。特区内の自治体が営業例で定める必要もあるが、自治体はない。

東洋大の山田肇教授（経済学）は「観光立国を目指す自治体の確保は大きな課題だが、国内では広がっている。現行の旅館ではめるのに無理があり、わせた柔軟なルール作りが

千円に設定。これまで外は「収入よりも、いろんな得ており、大きなトラブルはないという。」「土足」が魅力」。大家の許可を禁止やゴミの分別もルー

ルを説明すれば守っても宿泊先を探したい旅行

個人が自宅の空きスペースに外国人旅行者らを有料で泊める「民泊」が広がっている。仲介サイトの登録物件は急増中だが、自治体の営業許可を得ていないなど法律に抵触するケースも目立ち始めた。2020年東京五輪・パラリンピックに向けて訪日観光客らの増加が見込まれるなか、国や自治体などは実態の把握やルールの整備を迫られることになりそうだ。

「東京スカイツリー観光を満喫してはいかがですか」。東京都内の男性社員（26）は昨年秋から自宅アパートの部屋の一部を仲介サイトに登録し、宿泊場所として貸し出している。部屋をカーテンで仕切り、ベッドを置いてある。

千円に設定。これまで外は「収入よりも、いろんな得ており、大きなトラブルはないという。」「土足」が魅力」。大家の許可を禁止やゴミの分別もルー